

保険料軽減判定誤りに関する
被保険者向けQ & A

平成 28 年 12 月
厚生労働省保険局高齢者医療課

問1 対象者はどのような人ですか。

(答)

今回の誤りの対象となる可能性があるのは次のいずれの条件も満たす方です。

- ①世帯主、ご本人又はご本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業専従者給与を支払っている、又は、年金収入（65歳以上の方の課税対象となる年金に限ります）が120万円を超える青色申告者であること
- ②ご本人が、後期高齢者医療制度の加入の直前に協会けんぽなど被用者保険の被扶養者でなかったこと
- ③所得を再計算した結果、均等割の軽減区分が変更となること

問2 対象者へはどのようにお知らせされますか。

(答)

対象となる方については、平成29年4月中旬以降、「保険料額変更決定通知書」をお送りするとともに、お住まいの地域の市町村よりご連絡させていただきます。

問3 対象者へのお知らせにはどうして時間がかかりますか。

(答)

誤って賦課した保険料を修正するに当たっては、

- ①還付又は追加徴収の可能性のある方の抽出
- ②抽出した方の所得把握
- ③保険料の軽減判定を行うための所得の再計算および軽減判定を行います。

上記のうち、②所得把握については個別に市町村に照会をする必要があるため時間がかかります。申し訳ございませんが、しばらくお待ちいただけますようお願い致します。

問4 対象者以外にはお知らせされませんか。

(答)

今回の誤りの対象者は、「世帯主又はご本人が青色申告を行っている被保険者のうち一部の方」であり、対象となるのはごく一部の方に限られます。そのため、被保険者の皆様全員にお知らせをするのではなく、対象となった方のみにお知らせすることとさせていただきます。

問5 還付の手続きはどのようにすればよいですか。

(答)

還付の対象となる方には、「保険料額変更決定通知書」とは別に「還付通知書・振込依頼書」を送付します。お手数ですが、必要事項をご記入の上、ご返送ください。なお、保険料を口座振替にてご負担いただいている方の場合、申請が不要な場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村の窓口までお問い合わせください。

問6 追加納付の手続きはどのようにすればよいですか。

(答)

追加納付の対象となる方には、「保険料額変更決定通知書」と併せて「納付書」を送付します。お手数ですが、納付書にてお支払ください。なお、保険料を口座振替にてご負担いただいている方の場合、申請が不要な場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村の窓口までお問い合わせください。